

第三十一条の二第二項中、産業再生法第三十三条又は産業技術強化法(平成十二年法律第四十四号)第十六条第二項第一号から第三号まで、を「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)以下、産業再生法」とし、第五十七条又は産業技術強化法第十七条第二項第一号から第四号、第七号及び第八号、に改め、同条第三項中、「第十六条第二項第四号若しくは第五号又は第十七条第二項」を、「第十七条第二項第五号若しくは第六号又は第十八条第二項」に改め、  
 第六十九條第四項中、「第三十二條」を、「第五十六條」に、「第三十三條」を、「第六十七條第一項第一号から第四号、第七号及び第八号」に改め、同条第五項中、「第十六條第一項第四号若しくは第五号又は第十七條第一項」を、「第十七條第一項第五号若しくは第六号又は第十八條第一項」に改め、  
 様式第26の備考24中、「産業再生法第30條」を、「産業技術強化法第19條」に、「特定研究成果」を、「特定研究開発等成果」に、「〇〇委託研究」を、「〇〇委託事業」に、適用を受ける特許出願」の次に「又は平成〇〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術強化法第19條の適用を受ける特許出願」を加へ、  
 様式第44の備考5中、「第17條第2項」を、「第18條第2項」に改め、  
 様式第44の備考9中、「第33條」を、「第57條」に、「第16條第2項第1号から第3号まで」を、「第17條第2項第1号から第4号、第7号及び第8号」に、「第16條第2項第1号」を、「第17條第2項第1号、第3号、第4号、第7号又は第8号」に、「第16條第2項第4号若しくは第5号」を、「第17條第2項第5号若しくは第6号」に、「第17條第2項」を、「第18條第2項」に、「第16條第2項第4号(第5号)」を、「第17條第2項第5号(第6号)」に改め、  
 様式第69の備考9中、「第17條第1項」を、「第18條第1項」に改め、  
 様式第69の備考10中、「第32條」を、「第56條」に、「第16條第1項第1号から第3号まで」を、「第17條第1項第1号から第4号、第7号及び第8号」に、「第16條第1項第1号」を、「第17條第1項第1号、第3号、第4号、第7号又は第8号」に、「第16條第1項第4号若しくは第5号又は第7条第1項」を、「第17條第1項第5号若しくは第6号又は第8条第1項」に、「第16條第1項第4号(第5号)」を、「第17條第1項第5号(第6号)」に、「第17條第1項」を、「第18條第1項」に改め、  
 (実用新案法施行規則の一部改正)

第四条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第三項中、「産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三十一号)第三十條」を、「産業技術強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九條」に、「特定研究成果」を、「特定研究開発等成果」に改め、  
 様式第25の備考25中、「産業活力再生特別措置法第30條」を、「産業技術強化法第19條」に、「特定研究成果」を、「特定研究開発等成果」に、「〇〇委託研究」を、「〇〇委託事業」に、「産業再生法第30條」を、「産業技術強化法第19條の」に、「適用を受ける実用新案登録出願」の次に「又は平成〇〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術強化法第19條の適用を受ける実用新案登録出願」を加へ、  
 (意匠法施行規則の一部改正)

第五条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十二号)の一部を次のように改正する。  
 第二条第五項中、「産業活力再生特別措置法(平成十二年法律第三十一号)第三十條」を、「産業技術強化法(平成十二年法律第四十四号)第十九條」に、「特定研究成果」を、「特定研究開発等成果」に改め、  
 様式第2の備考8中、「産業活力再生特別措置法第30條」を、「産業技術強化法第19條」に、「特定研究成果」を、「特定研究開発等成果」に、「〇〇委託研究」を、「〇〇委託事業」に、「産業再生法第30條」を、「産業技術強化法第19條」に、「適用を受けるもの」に、「又は国等の委託研究等の成果に係る意匠登録出願(平成〇〇年度、〇〇省、〇〇請負事業、産業技術強化法第19條の適用を受けるもの)」を加へ、  
 (中小企業信用保険法施行規則の一部改正)

第六条 中小企業信用保険法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第十四号)の一部を次のように改正する。  
 第四条中、「第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を、「第三十五条第一項」に改め、「経営資源再活用関連保証」の下に「及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を加へ、

第五条中、「第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を、「第三十五条第一項」に改め、「経営資源再活用関連保証」の下に「及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を加へ、  
 第六条中、「第十六条第一項に規定する経営資源再活用関連保証及び同法第二十四条第五項」を、「第三十五条第一項」に改め、「経営資源再活用関連保証」の下に「及び同法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を加へ、  
 第七条中、「経営基盤強化事業に係る保証」の下に「産業活力再生特別措置法第五十一条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証」を加へ、  
 (工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成十三年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改め、  
 様式第61の備考9中、「第17條第1項」を、「第18條第1項」に、「その次に【その他】」を、「その次に【その他】」に改め、  
 様式第61の備考10中、「第32條」を、「第56條」に、「第16條第1項第1号」を、「第17條第1項第1号、第3号、第4号、第7号及び第8号」に、「第16條第1項第1号」を、「第17條第1項第1号、第3号、第4号、第7号又は第8号」に、「第16條第1項第4号若しくは第5号」を、「第17條第1項第5号若しくは第6号」に、「第17條第1項」を、「第18條第1項」に、「第16條第1項第4号(第5号)」を、「第17條第1項第5号(第6号)」に改め、  
 (独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第八条 独立行政法人産業技術総合研究所の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十三年経済産業省令第百八号)の一部を次のように改正する。  
 第 九 条 中 第 八 号 を 第 九 号 と し、 第 七 号 を 第 八 号 と し、 第 六 号 を 第 七 号 と し、 第 五 号 を 第 六 号 と し、 第四号の次に次の一号を加へ、  
 五 研究所法第十一條第一項第五号に規定する技術経営力の強化に寄与する人材の養成、資質の向上及び活用の促進に関する事項  
 (独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正)

第九 条 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成十五年経済産業省令第百二十号)の一部を次のように改正する。  
 第 九 条 中 第 十 五 号 を 第 十 六 号 と し、 第 十 四 号 を 第 十 五 号 と し、 第 十 三 号 を 第 十 四 号 と し、 第 十二号中、「第十五條第一項第十二号」を、「第十五條第一項第十三号」に改め、同号を第十二号とし、第十一号中、「第十五條第一項第十一号」を、「第十五條第一項第十二号」に改め、同号を第十一号とし、第十号中、「第十五條第一項第十号」を、「第十五條第一項第十一号」に改め、同号を第十号とし、第九号中、「第十五條第一項第九号」を、「第十五條第一項第十号」に改め、同号を第十号とし、第八号中、「第十五條第一項第八号」を、「第十五條第一項第九号」に改め、同号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加へ、  
 八 機構法第十五條第一項第八号に規定する技術経営力の強化に関する助言に関する事項  
 第十四條中、「第九号」を、「第十号」に、「第十号」を、「第十一号」に改め、  
 附則第五條中、「第九号」を、「第十号」に、「第十号」を、「第十一号」に改め、  
 別記様式裏面中、「前条第一項第十二号」を、「前条第一項第十三号」に改め、  
 (独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令の一部改正)

第十 条 独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務(産業基盤整備業務を除く)に係る業務運営、財務及び会計に関する省令(平成十六年経済産業省令第七十四号)の一部を次のように改正する。  
 第 一 条 第 九 号 中、「第二十九條の八」を、「第四十七條」に改め、

附 則  
 この省令は、産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十九年八月六日)から施行する。